

令和7年度 大分地方最低賃金審議会

1 日時 令和7年10月22日（水）午後1時30分～

2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）

3 出席委員（敬称略）

公益代表：井田委員、加藤委員、田中委員、二村委員、松隈委員

労働者代表：阿部委員、二宮委員、原口委員、藤本委員、山田委員

使用者代表：大塚委員、高橋委員、藤野委員、宮脇委員

4 事務局

大分労働局：秋山労働局長、池辺労働基準部長、竹内賃金室長
徳部地方賃金指導官

5 議題

（1）令和7年度特定最低賃金審議状況について

（2）特定最低賃金専門部会報告について

（3）大分県非鉄金属製造業最低賃金の審議について

（4）大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の審議について

（5）特定最低賃金の改正決定について（答申）

（6）その他

6 議事録

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。

本日は、渡辺委員より欠席とのご連絡をいただいております。

このため、本審議会には14名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、井田会長にお願いいたします。

会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。

議題 1、「令和 7 年度特定最低賃金審議状況について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金につきましては、9月18日に第一回目の専門部会を5産別が集まっての合同会議の形で開催し、部会長の選出、専門部会規程の確認、金額審議日程の調整等を行いました。

その後、10月1日から10月22日までの間で各産別2回の金額審議を行っていただきました。

専門部会での審議結果につきましては資料№1「令和7年度 特定最低賃金審議結果」の通りでございますが、決定内容を説明させていただきます。

【資料説明】

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。特に無いようであれば、次の議題2「特定最低賃金専門部会報告について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本日配付させていただきました資料№2をご覧ください。

これは、本年度、5つの特定最低賃金専門部会において、おまとめいただきました結果を各部会長から審議会会長あての報告書として作成したものでございます。

報告書の記載内容は各専門部会でご確認いただきましたが、審議会委員の皆様には、報告書の読み上げを持ちまして、内容をご確認いただきたいと思います。

賃金指導官

それでは、鉄鋼業につきましては、報告書全体を読み上げますが、他の特定最低賃金につきましては、報告書の別紙について、鉄鋼業最低賃金と異なる事項、具体的には適用使用者と金額のみを読み上げさせていただきます。

なお、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業につきましては、適用する労働者の項目の異なる個所も読み上げさせていただきます。

その他の内容は、鉄鋼業と同文ですので省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【鉄鋼業から順に5業種読上げ】

会 長

ただ今、事務局から報告書の説明と、読み上げがありましたが、何か質問等はありませんか。

特にないようであれば、事務局から本報告の取り扱いについて説明をお願いします。

賃金室長

5つの特定最低賃金専門部会の部会長を代表して鉄鋼業の部会長である松隈委員から、全専門部会の報告書を一括して井田会長にお渡しいただきます。

【松隈部会長から井田会長に報告書を手交】

会 長

続いて、議題3「大分県非鉄金属製造業最低賃金の審議について」に入ります。

事務局に専門部会の審議経過の説明をお願いします。

賃金室長

「大分県非鉄金属製造業最低賃金」については、10月6日、10月22日と2回の金額審議を行っていただきましたが、全会一致に至らず採

決により結審いたしました。

これにより、最低賃金審議会令第6条第5項が適用されないため、本審議会におきまして、この専門部会報告書につきましてご審議いただくこととなります。

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

では、ここで、同専門部会の部会長代理である松隈委員から審議について説明をお願いします。

松隈委員

非鉄金属製造業最低賃金専門部会の審議の概要をご説明します。

まず、労側委員からは、

- ・ 慢性的な人手不足、物価上昇、地域最賃の上昇と特定最賃の優位性を考慮して金額を提示したい
- ・ 影響率は考慮するが、未満率が下がっているので特定最賃引き上げの影響は少ないのではないか
- ・ 協約の最低賃金額を2年程度で目指していきたい
- ・ 近隣県には同業種の特定最低賃金はないが、秋田県・静岡県など他県の状況を考慮したい
- ・ 大分県内の他の鉄鋼業等の特定最低賃金の今年度の引上げ率も考慮したい

などの説明があり合計で8回程度の金額提示がありました。

- ・ 最終額として、全会一致又は採決となっても63円を提示したいとのご意見がありました。

一方、使側委員からは

- ・ 物価上昇については労側と同じ認識を持っている
- ・ 中小企業の支払能力に合わせて検討したい。賃金改定状況調査の賃上げ率を参考とする。物価上昇相当分程度は引き上げていくも

のと考えている

- ・ 非鉄金属製造業は近隣県には特定最賃が設定されておらず、近隣県との競合はないと思われる。人材不足解消は最低賃金の問題ではないと考える
- ・ 影響率は中小企業のみで考えるとさらに高くなるのではないか
- ・ 他県と比較して大分県は進み過ぎている
- ・ Bランクの静岡県の今年度の最低金額以上に引き上げることはできない
- ・ 中小零細企業のことを考えれば、企業の経済力のことも考えていただきたい
- ・ 他の特定最低賃金に比較して引き上げた場合の影響率が大きく、金額を上げると企業が廃業し働く場所がなくなってしまうなどの説明があり、8回程度の金額提示がありました。最終額として61円の提示がありました。

労側63円、使側61円と2円差まで近づきましたが、労使双方のご意見から全会一致が難しい状況であったため、公益委員から、物価上昇率、影響率、他県の同業種最低賃金の引上げ額等を勘案し、63円の引上げ、時間額1116円で検討いただくよう労使に対し諮りました。

また、発効日についても企業側の金額引き上げに伴う事務を考慮し令和8年1月1日としてほしいとの使用者側の意見があり、こちらについても審議しましたが、労働側は12月25日の全業種で統一して発効を目指す立場は変わらなかったため、労使で意見が折り合わず、こちらについても採決となりました。

結果として

引き上げ額 63円、時間額1,116円

発効日令和7年12月25日に対して

賛成 5名、反対3名

となったものです。

審議状況は以上です。

会 長

ただ今の説明及び報告書の内容に対し、ご質問等はありませんか。
また、労使から補足しておきたいことはありませんか。

【意見等なし】

会 長

では、これより「大分県非鉄金属製造業最低賃金」の採決を行います。

同専門部会報告の最低賃金額1116円について

賛成の委員は挙手をお願いします。 9 人

反対の委員の挙手をお願いします。 4 人

採決の結果は、

賛成 9 人、反対 4 人
となりました。

よって、賛成多数で、専門部会報告の最低賃金額1116円を大分地方
最低賃金審議会として可決します。

それでは、事務局に答申文(案)の準備ができましたら配付と読み上
げをお願いします。

賃金室長

答申文案を作成して参りますので少々お待ちください。

【答申文（案）を配付】

賃金指導官

【答申文（案）読み上げ】

会 長

ただ今の答申文（案）に対し、何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

それでは、冒頭の（案）は削除願い、この答申を会長からの答申といたします。

続いて、議題４「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の審議について」に入ります。

事務局に専門部会の審議経過の説明をお願いします。

賃金室長

「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」については、10月16日、10月20日と２回の金額審議を行っていただきましたが、全会一致に至らず採決により結審いたしました。

これにより、最低賃金審議会令第６条第５項が適用されないため、本審議会におきまして、この専門部会報告書につきましてご審議いただくこととなります。

会 長

ただ今の事務局の説明に対し、何か質問等はありませんか。

では、ここで、同専門部会の部会長である私から審議についてご説明いたします。

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の金額審議は、10月16日と10月20日の２回にわたり、全会一致に向けて協議を重ねてまいりました。

金額審議の１回目では、

労側委員からは、

連合のリビングウェイジやパートの求人賃金下限額などを踏まえた金額提示をいただきました。

使側委員からは、

とりわけ自動車製造業に関しては、サプライチェーンの階層構造

の下にいくほど利益率が低いという実情、自動車メーカーの今年度の見通しがよろしくないなどの厳しい景況や、価格転嫁を上回る物価高騰などがあるということから、このような状況を踏まえた金額提示をいただきました。

第2回目の金額審議では、
労側からは、

- ・春闘の結果など時代の流れを理解してほしい
- ・近隣県への人材流出防止の観点から、近隣県の同業種特定最賃額とのバランスも考えたい
- ・地賃とほぼ同額では自動車や船舶など人命を預かるものを作る産業としての魅力が薄れる。価格転嫁の促進や行政の賃上げ支援策活用など、価格転嫁を取り巻く状況も充実してきている
- ・自動車産業の生産台数は必ずしも悪化しているとはいえない

などの意見がございまして、

- ・最終額として、大分市における今年度の食料品の物価上昇率7.1%と、大分県のお他産業との優位性を考慮して71円とするとの提示をいただきました。

これに対して使側からは、

- ・価格転嫁の努力は進めているけれども、地域別最賃が従来の想定を超えた引き上げ額となり、特定最賃についても今年度に関しては従来のルールのような歩み寄りはなかなか難しいのではないかと
- ・最低賃金額が他県より高いからと言って人材確保に直結するとは必ずしも言えないのではないかと。最低賃金とは文字どおり最低ラインを決めるものであることから、小規模事業者の支払能力等の状況を考慮すべきである

などの意見がございました。

- ・最終額として、昨年度と同程度ということで昨年度の引き上げ額と同じ46円

との提示がございました。

労側71円、使側46円と25円差まで近づきましたが、労使双方のご意見から全会一致が難しい状況であったため、公益委員から、大分市の物価上昇率、影響率、他県の同業種最低賃金の引上げ額等を勘案し、58円の引き上げ、時間額1055円で検討いただくよう労使に対しお諮りしました。

労使双方に最終的な確認の上、採決を行ったところ、

結果として

引き上げ額 58円、時間額1055円に対し

賛成 5名、反対3名

となったものです。

審議状況は以上でございます。

ただ今の説明及び報告書の内容に対し、ご質問等はありませんか。

また、労使から補足しておきたいことはありませんか。

【意見等なし】

会 長

では、これより「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の採決を行います。

同専門部会報告の最低賃金額1055円について

賛成の委員は挙手をお願いします。 8 人

反対の委員の挙手をお願いします。 5 人

採決の結果は、

賛成 8 人、反対 5 人

となりました。

よって、賛成多数で、専門部会報告の最低賃金額1055円を大分地方最低賃金審議会として可決いたします。

それでは、事務局に答申文(案)の準備ができましたら配付と読み上げをお願いします。

賃金室長

答申文案を作成して参りますので少々お待ちください。

【答申文（案）を配付】

賃金指導官

【答申文（案）読み上げ】

会 長

ただ今の答申文（案）に対し、何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

それでは、冒頭の（案）は削除願ひ、この答申を会長からの答申とします。

次に、議題5「特定最低賃金の改正決定について(答申)」に入ります。本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

それでは、先ほど御審議いただきました、大分県非鉄金属製造業最低賃金及び大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の答申文を事務局にて作成いたします。

答申文作成の間に、お手元の資料№3のご説明をいたします。

先程の審議状況でもご説明いたしましたが、3業種の専門部会において、全会一致の結論をいただきました。

専門部会の結論が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により専門部会の決議が審議会の決議となり、各専門部会の結審した日付で答申をいただいたところです。その3業種の特定最低賃金の答申の写しを資料№.3として添付しております。

答申文につきましては、先程の報告書の内容と同じでございますの

で、読み上げは省略させていただきます。

先ほどご審議いただきました大分県非鉄金属製造業最低賃金及び大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の答申文を作成しました。

併せまして5業種の答申文を、井田会長から秋山労働局長にお渡しいただきます。

【会長から局長へ答申文手交】

会 長

ただ今、労働局長に答申文を手交させていただきました。今後の予定について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

先程、答申文を手交していただきましたが、全会一致により既に答申をいただいております3つの特定最低賃金につきましては、順次、答申日に答申の要旨を大分労働局前に掲示及び大分労働局HPに掲載し、それぞれ翌日から起算し15日間の公示中でございます。

最初に答申されました「鉄鋼業」最低賃金に対する異議申出の期限は10月29日（水）まで、また、最後の答申であります「大分県非鉄金属製造業最低賃金」「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」につきましては、本日公示を行いますので、異議申出の期限は11月6日（木）までとなります。

これらに対し、異議申出がなければ、大分労働局長は、公示末日の翌日（休日の場合は、翌開庁日になりますが）に審議会の答申のとおり、各特定最低賃金額を決定し、順次官報公示の手続きを行ってまいります。

効力発生日は、5つの特定最低賃金を統一して、指定発効の12月25日の見込みでございます。

なお、異議申出があった場合は、審議会を11月7日（金）10時から開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

ちなみに、特定最賃の異議は、確認したところ、これまで提出されたことはございません。11月7日の審議会では異議を審議することのみを議題としておりますので、異議の提出がない場合は、審議会は中止

となります。

そのため、開催日程は11月7日の午前10時からとしておりますが、異議が出された際には速やかに事務局から各委員の皆様には開催のご連絡を差し上げます。

期限までに異議申し出がなく、中止する場合もご連絡差し上げますが、公示期限が11月6日の24時までとなっております。そのため恐縮でございますが、中止の場合は11月7日当日の午前8：30からのご連絡となりますことをご了承お願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ申し訳ございませんが、日程の確保をよろしくお願い申し上げます。

また、11月7日の異議審議が開催なしの場合、次の審議会は年間計画では3月5日（木）となっております。

開催案内は日が近くなってからお送りいたしますので、併せてよろしくお願いいたします。

会 長

ただ今の事務局説明に対し、何か質問等はございませんか。

なければ、最後に議題5「その他」に入ります。

労使各側から、ここで話しておきたいことがあればお伺いします。

【意見等なし】

会 長

それでは、これより異議申出期間に入りますので1点確認させていただきます。各最低賃金専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項に、「その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」と定められています。特定最低賃金に係る異議申出がない場合は11月7日の本審を開催しないこととなりますので、その場合は異議申出期間満了をもって各業種の特定最低賃金専門部会を廃止したいと、このような取り扱いとしたいのですが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、異議申出がない場合は、異議申出期間満了をもちまして

各業種の特定最低賃金専門部会を廃止することといたします。異議申出があった場合は、11月7日の異議審議の本審にて廃止を決定することといたします。

では、最後に秋山労働局長から御挨拶があるとのことですので、よろしく願いいたします。

労働局長

委員の皆様には、大変お忙しい中、本日の審議会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本年度の特定最低賃金の改正につきましては、5業種の特定最賃につきまして、金額審議をしていただき、本日、審議会会長から答申を受け取らせていただいたところです。

審議会委員の皆様方におかれましては、大分県最低賃金の引上げが大きかったことや、物価の上昇などの経済情勢の変化が大きい中で、雇用の確保や産業の発展を継続させるためには、どのように賃金を引き上げていくことが望ましいのかを、それぞれの立場から真摯に御審議いただき、誠にありがとうございました。

大分労働局におきましては、今後、大分県最低賃金と併せて特定最低賃金の周知をしっかりと図ってまいります。

委員の皆様方におかれましても、最低賃金の周知など引き続き労働行政に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これまでの各委員の御尽力に対しまして、改めまして、心から感謝申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

会 長

ありがとうございました。

それでは以上で、本日の審議会を終了します。

本日の議事録確認委員は藤本委員、藤野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。